

平成24年10月31日裁決

主文

後記第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めることである。

第2 審査請求の経過

- 1 請求人は、厚生年金保険法上の適用事業所であるところ、平成〇年〇月〇日(受付)、日本年金機構(以下「本機構」という。)に対し、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。)の規定に基づき、平成〇年〇月分(平成〇年〇月末日納付分)からの厚生年金保険料(以下「本件保険料」という。)の免除を申請(以下「本件免除申請」という。)した。
- 2 本機構は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「過半の被保険者の標準報酬月額〇〇千円(厚生年金保険第1等級)は災害発生以前からであり、災害発生によるものでないため。」との理由により、本件保険料は免除に該当しない旨の通知(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し、審査請求をした。不服の理由は、審査請求書の別紙「審査請求の趣旨及び理由」に記載の部分をそのまま掲記すれば、次のとおりである。審査請求の趣旨及び理由平成〇年度は、原発事故の影響で、当社生産品から国の定める暫定規定値を超える放射性物質が検出されたため、一切の出荷が不可能となったため支払いの猶予をも視野に入れた免除申請を行いました。今年に入り椎茸の生産の源であるホダ木においても、基準値を上回る放射性物質が検知され事業の継続自体、著しく困難な状況となっております。記載の〇〇年金事務所(ご担当A

様)には、当初、震災、及び原発事故の悪影響についてご理解をいただき、また申請に向けてのご案内、ご指導を賜りましたが、免除に該当しない理由に関しましては納得がいかず、減免も猶予も一切なし、という事実は他のさまざまな復興支援や対策、賠償の状況などから勘案して受け入れ難く、会社を継続維持していくため止むを得ず審査請求させていただきます。

以上

- 4 審理期日において本機構は、添付別紙の「保険者意見 a社 代表取締役 請求人」と題する書面(以下「本件意見書」という。)を提出した。そして、本件意見書によれば、事業主が震災特別法に基づき厚生年金保険料(以下、単に「保険料」という。)の免除を申請する場合には、原則として、震災特別法第94条第1項に規定する、特定被災区域に所在した事業所に使用される被保険者の厚生年金保険の標準報酬月額について、大震災による被害を受けたことにより、賃金が著しく低下した月から、改定することができることとする改定の特例(以下「標報の機動的改定」という。)の届出をした後に保険料の免除の申請を行うこととされているところ、本件においては、請求人から標報の機動的改定の届出がないまま保険料の免除申請がなされたため、本機構としては、報酬の実態を踏まえた該当する被保険者の確認をすることができず、そのため、本件事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じている場合に該当しないと判断し、本件保険料の免除不該当処分を行った旨が記載されていることから、本機構は、原処分の理由を上記記載のとおりに変更したものと解される。そして、審理期日において本機構の代理人は、請求人は今からでも標報の機動的改定を遡及して届け出ることができ、本件において請求人が標報の機動的改定を遡及して届け出た場合、本件保険料については免除に該当するものとして取り扱うことができ

る旨を陳述した。

第3 当審査会の判断

1 震災特別法第95条第1項の規定によれば、厚生労働大臣は、平成23年3月11日において特定被災区域に所在していた適用事業所で、当該適用事業所の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じているとの事業主から申請があった場合に、必要があると認めるときは、当該事業所が上記報酬の支払に著しい支障が生じるに至った月から、これに該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成24年3月以後であるときは、同年2月）までの期間に納付すべき保険料の額を免除することができることとされている。

2 請求人が平成23年3月11日において震災特別法に規定する特定被災区域に所在していた適用事業所であること、請求人の事業が東日本大震災により被害を受けたことにより、その使用する厚生年金保険の被保険者に対する平成〇年〇月分以降の報酬の支払に著しい支障が生じるに至ったことについては、前記第2の3及び本件資料から明らかであるところ、本機構は前記第2の4記載のとおり主張し、請求人からの標報の機動的改定の届出がなされていないことを理由に原処分を維持しようとしているが、そもそも本機構は、本件免除申請がなされた時に標報の機動的改定の届出を行うよう請求人に説明・指導し、また、標報の機動的改定が事前になされているか否かを確認すべきであったにもかかわらず、本件資料からは、そうした行動を取ったものとは認められないのである。したがって、本機構の上記主張は、保険者として求められる注意義務を十分に果たしていないにもかかわらず、自らの注意義務違反は棚に上げて、請求人の標報の機動的改定の届出漏れを理由に本件保険料についての免除不該当処分を維持しようとするものであり、このようなことは社会保険分

野にも適用があるとされる信義則の法理に照らし、容認することができないといわざるを得ない。前記第2の4に記載したとおり、請求人は今からでも標報の機動的改定の届出を行うことができ、その届出がなされた場合には本件保険料は免除に該当するものとして取り扱うことができる旨本機構の代理人が陳述しているのであるから、本機構は、速やかに原処分を取り消し、本件保険料の免除処分を行うべきである。

3 以上のとおりであって、前記第2の4記載の本機構の主張は理由がなく、原処分は取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。